

騒音規制法に基づく規制地域の指定

苫小牧市告示第 112 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として、次の図のとおり指定し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（「次の図」は、省略し、苫小牧市環境衛生部環境保全課に備え置いて縦覧に供する。）

平成 25 年 3 月 27 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文